

## 最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

奈良県の最低賃金の改正決定のための審議が行なわれるにあたり、最低賃金法第25条第5項の規定に基づき、意見書を提出します。なお、意見の陳述の機会を設けられるように申し入れます。

今年度の中央最低賃金の審議に当たり、7月2日田村憲久厚生労働大臣が自ら出席し、諮問を行いました。マスコミでは、「厚労相がここまで強い調子で引き上げを求めるのは異例で、アベノミクスとの整合性を意識した発言」（毎日新聞）と報道されましたが、安倍政権の「日本再興戦略」での実質 GDP2%の経済成長を実現することをめざすとしています。厚労相は、「労働者も所得減少から消費を減らさざるを得ず、その結果、需要が低迷し、デフレを加速するという悪循環から抜け出さずにいた。停滞の20年を払しょくする」趣旨を記者会見で述べ、「すべての所得層の賃金を上げないと家計消費という景気回復の原動力が息切れし、景気が腰折れしかねない」ともしています。

最近、各新聞が発表した平成24年の総務省就業構造基本調査の結果は、非正規労働者は全国で2043万人となり、非正規労働者の割合は38.2%（平成19年では35.5%）と増加しています。奈良県では、39.7%（平成19年では36.9%）と全国ポイントを上回っています。最低賃金額は、地域の時間給の相場を形成することから、その引き上げは奈良県内の多くの労働者へ効果を及ぼす大きな意義を持っていることに審議会ではあらためて留意すべきだと考えます。

昨年度、奈良県の最低賃金は時間給699円、大阪府は800円と改定されました。これによって、大阪府との差が101円へと大きく広がりました。東京―千葉では94円、東京―埼玉では79円ですが、隣り合った自治体での近畿圏におけるこの格差は、むしろ異様に思えます。隣り合った近府県との格差を是正すべく思い切った引き上げを求めます。

07年末の国会で改正最低賃金法が成立し、最低賃金は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮」して決定することになりました。

生活保護費からみますと、奈良市の18歳の単身世帯の場合では、住宅扶助費を加算して生活保護費の月額額は、120,310円となります。1年間ですと、1,443,720円です。奈良県の最低賃金をみた場合は、1時間699円で、年間総労働時間を1800時間とすると1,258,200円となります。生活保護受給費との比較は、保護費のほうが年間で185,520円、月額で15,460円も高くなります。しかし、生活保護受給の場合は、健康保険料、医療費などの負担がありませんので、さらに上乗せして手厚い保護となり、労働者は賃金から社会保険料等を差し引かれるので、その差額はさらに広がります。この点からも大幅な引き上げを求めます。

また、雇用戦略対話での「できる限り早期に全国最低800円の確保、景気状況に配慮しつつ全国平均1000円」への到達のために、奈良県の今の最低賃金からすれば、どのような計画でこの目標に到達する展望があるのか、ふかめた審議を早期に開始するよう、強く求めます。また、消費税の増税、円安による物価高騰などで家計への圧迫や中小企業営業への影響も考えられます。中小企業の支援策、相談窓口のさらなる充実を求めます。

以下の項目を要請します。

1. 今年度の最低賃金改定審議にあたっては、非正規労働が急速に広がっている実態を直視し、深刻化するワーキングプア問題を解消するために時給1000円への道を開く大幅な引き上げを行うこと。  
日本再興戦略に掲げた実質2%を確保するには、単純計算で699円から14円の引き上げとなりますが、物価の上昇と見合わせるとそれ以上の引き上げが必要です。
2. 最低賃金法の趣旨を踏まえ、近畿各府県との格差をなくすべく奈良県の落ち込みを解消し、近畿レベルとしての見合った額へ奈良県最低賃金の引き上げを行うこと。
3. 早期に全国一律最低賃金制を実現するよう、政府、関係機関に働きかけること。少なくとも地域間格差を是正するため、A～Dのランクの格差を縮小することを、政府、関係機関に働きかけること。
4. 生活保護費は各個人1人の保護費となりますから、最低賃金と生活保護費との乖離は、依然あると考えます。働いても生活保護以下の状態を解消してください。
5. 奈良県内の経済の活性化に結びつくよう、最低賃金の引き上げと並行し、中小企業の支援策の拡充を政府にも意見を上げること。

以上